



第98回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月25日(金曜日)午前10時
(受付開始予定：午前9時)

開催場所

大阪市西区江戸堀一丁目3番15号
新石原ビル5階ホール

議決権行使期限

2021年6月24日(木曜日)午後5時30分

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

・新型コロナウイルス感染症の拡大防止および株主のみなさまの安全確保の観点から、事前に書面またはインターネット等により議決権を行使いただき、株主総会へのご来場は極力お控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、議決権行使にあたっては、別添の参考資料もあわせてご活用ください。

・本株主総会当日の様子は、株主総会終了後に以下の当社IR情報サイトから動画配信することを予定しております。

(<https://www.iskweb.co.jp/ir/stockholders.html>)

・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにてお知らせいたします。

(<https://www.iskweb.co.jp/>)

目次

■ 第98回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
〈添付書類〉	
■ 事業報告	19
■ 連結計算書類	41
■ 計算書類	44
■ 監査報告書	47

株 主 各 位

大阪市西区江戸堀一丁目3番15号

石原産業株式会社

代表取締役社長 田 中 健 一

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

株主のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止および株主のみなさまの安全確保の観点から、事前に書面またはインターネット等により議決権を行使いただき、株主総会へのご来場は極力お控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、書面またはインターネット等による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始予定：午前9時）

2. 場 所 大阪市西区江戸堀一丁目3番15号 新石原ビル5階ホール
（地下鉄四つ橋線 肥後橋駅下車5-B出口 新石原ビル）
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第98期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第98期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

- 決議事項**
- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

4. 議決権の行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2021年6月25日（金曜日）午前10時
（受付開始予定：午前9時）

書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）午後5時30分到着分まで

インターネット等による議決権行使の場合



インターネット等により議決権を行使される場合には、3頁に記載の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）午後5時30分受付分まで

- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

5. インターネット開示についてのご案内

次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（下記URL）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- (1) 連結計算書類の「連結注記表」
- (2) 計算書類の「個別注記表」

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

当社ウェブサイト（<https://www.iskweb.co.jp/ir/stockholders.html>）

以上

株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.iskweb.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

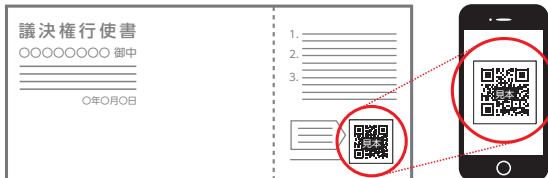
招集ご通知

インターネット等による議決権行使のご案内

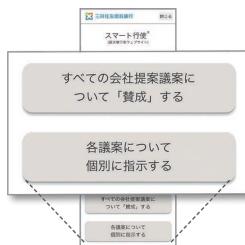
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
受付時間：午前9時～午後9時

機関投資家のみなさまへ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめお申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

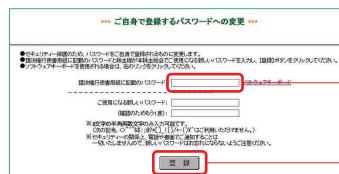
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値の向上と株主のみなさまへの利益還元を実施することを経営の最重要政策の一つと位置付けております。

配当につきましては、業績動向、財務状況、将来の事業展開に必要な内部留保の充実等を総合的に勘案しながら業績に応じた安定的な配当の継続を基本に考えております。

この方針に基づき当期の期末配当金につきましては、以下のとおり、1株につき18円といたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金18円

総額 719,218,890円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって、任期満了となります。

つきましては、取締役9名（うち社外取締役3名）の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位・担当	取締役 在任 期間	経営 戦略	人事・ 総務	法務・ リスク 管理	マーケ ーテ ィング	生産・ 研究・ 開発	財務 会計	国際 経験
1	たなか けんいち 田中 健一 再任	代表取締役社長 社長執行役員 コンプライアンス統括役員（CCO） 兼 コンプライアンス委員会委員長	7年	●	●	●				
2	たかはし ひでお 高橋 英雄 再任	取締役 常務執行役員 四日市工場長	2年	●		●	●	●		
3	よしだ さよみつ 吉田 潔充 再任	取締役 常務執行役員 バイオサイエンス事業本部長	3年	●		●	●	●		●
4	かわぞえ やすのぶ 川添 泰伸 再任	取締役 常務執行役員 財務本部長	2年	●		●			●	
5	しもじょう まさき 下條 正樹 再任	取締役 常務執行役員 無機化学営業本部長 兼 開発企画研究本部長	1年	●		●	●	●		●
6	たけなか ひさし 竹中 寿 新任	常務執行役員 四日市工場副工場長	-					●		●
7	かつまた ひろし 勝又 宏 再任	取締役 社外 独立	4年	●	●			●		●
8	はなざわ たつお 花澤 達夫 再任	取締役 社外 独立	2年	●	●					●
9	あんどう さとし 安藤 知史 再任	取締役 社外 独立	1年	●	●	●			●	

新任 新任取締役候補者

再任 再任取締役候補者

社外 社外役員

独立 独立役員

- (注) 1. 上記取締役候補者の当社における地位および担当は本総会前のものであります。
2. 取締役候補者の指名を行うにあたっては、独立社外取締役、独立社外監査役で構成される「人事委員会」への諮問を経て、取締役会において決定することとしております。
取締役会では、迅速かつ的確な意思決定の観点から人格、識見、能力等を総合的に検討し、適任であると判断した者について、取締役候補者の指名を行っております。
3. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。候補者全員は、取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。また、次回更新時には、同様の契約内容で更新を予定しております。

候補者番号

1

た なか
田中

けん いち
健一

(1954年1月18日生)

再任



所有する当社株式の数
20,400株

取締役在任期間
7年(本総会最終時)

取締役会への出席状況
14回/14回(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1976年4月 当社入社
2009年4月 当社執行役員 総務本部長代行
2011年6月 当社執行役員 総務本部長
2012年6月 当社常務執行役員 総務本部長
2014年6月 当社取締役 常務執行役員 総務本部長
2015年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員
コンプライアンス統括役員 (CCO)
兼 コンプライアンス委員会委員長
兼 事業戦略室長
兼 総務本部長
2016年2月 当社代表取締役社長 社長執行役員
コンプライアンス統括役員 (CCO)
兼 コンプライアンス委員会委員長
兼 総務人事本部長
2017年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)
コンプライアンス統括役員 (CCO)
兼 コンプライアンス委員会委員長 (現任)

重要な兼職の状況 ISK AMERICAS INCORPORATED 取締役会長

◆取締役候補者とした理由

田中健一氏は、2015年6月に代表取締役社長就任後、当社グループ全般の経営管理を的確にかつ効率的に遂行してまいりました。

同氏は、当社グループを取り巻く外部環境を踏まえ、当社が進むべき経営戦略の方向性を示す中期経営計画を策定するとともに、コーポレート・ガバナンス改革も進めてまいりました。

また、2030年に向けた長期ビジョン「Vision2030」および2021年度から始まる新中期経営計画においても、強力なリーダーシップのもとで経営の指揮を執り、計画達成に向け推進しており、当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断しましたので、引き続き取締役候補者いたしました。

(注) 田中健一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告
書

株主総会参考書類

候補者番号

2

たか はし
高橋

ひで お
英雄

(1956年12月4日生)

再任



所有する当社株式の数
9,400株

取締役在任期間
2年(本総会終結時)

取締役会への出席状況
14回/14回(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年4月 当社入社
2013年6月 当社執行役員 開発企画研究本部副本部長
2014年6月 当社執行役員 開発企画研究本部長代行
2015年6月 当社執行役員 開発企画研究本部長
2015年10月 当社執行役員 開発企画研究本部長
兼 電池・発電材料開発推進本部付
2018年6月 当社常務執行役員 開発企画研究本部長
2019年6月 当社取締役 常務執行役員 四日市工場長(現任)

◆取締役候補者とした理由

高橋英雄氏は、主に無機化学部門の研究・商品開発・営業および工場運営等の業務に従事し、その豊富な経験と実績をもとに、工場長、開発企画研究本部長と幅広いキャリアと知見を有し、重要な業務執行および経営の意思決定、監督を適切に遂行しております。

同氏のこれらの経験や実績に基づくリーダーシップのもとで、当社グループの経営全般を牽引しており、当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断しましたので、引き続き取締役候補者となりました。

(注) 高橋英雄氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



所有する当社株式の数
7,900株

取締役在任期間
3年(本総会終結時)

取締役会への出席状況
14回/14回(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1981年4月 当社入社
- 2014年6月 当社執行役員 中央研究所長代行
- 2016年5月 当社執行役員 中央研究所長代行
兼 アニマルヘルス事業本部長
- 2016年6月 当社執行役員 中央研究所長
兼 アニマルヘルス事業本部長
- 2017年6月 当社常務執行役員 中央研究所長
兼 アニマルヘルス事業本部長
- 2018年6月 当社取締役 常務執行役員 バイオサイエンス営業本部副本部長
兼 アニマルヘルス事業本部長
- 2019年1月 当社取締役 常務執行役員 バイオサイエンス営業本部長
兼 アニマルヘルス事業本部長
- 2019年2月 当社取締役 常務執行役員 バイオサイエンス事業本部長
兼 アニマルヘルス事業本部長
- 2019年6月 当社取締役 常務執行役員 バイオサイエンス事業本部長
(現任)

重要な兼職の状況

ISK BIOSCIENCES CORPORATION 取締役会長
ISK BIOSCIENCES EUROPE N.V. 取締役会長

◆取締役候補者とした理由

吉田潔充氏は、主に有機化学部門の営業、研究開発、研究所運営等の業務に従事し、その豊富な経験と実績をもとに重要な業務執行および経営の意思決定、監督を適切に遂行しております。

これらの経験や知識を取締役会における経営戦略などの立案、審議や執行の監督などに活かすことにより、当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断しましたので、引き続き取締役候補者としたしました。

(注) 吉田潔充氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

株主総会参考書類

候補者番号

4

かわ ぞえ
川添

やす のぶ
泰伸

(1958年8月5日生)

再任



所有する当社株式の数
16,200株

取締役在任期間
2年(本総会最終時)

取締役会への出席状況
14回/14回(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1982年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀行) 入行
- 2012年4月 株式会社新生銀行執行役員 法人審査部長
- 2015年4月 同行常務執行役員 チーフリスクオフィサー リスク管理部門長
- 2016年4月 同行常務執行役員 審査総括
- 2016年12月 同行退社
- 2017年1月 当社顧問
- 2017年6月 当社常務執行役員 財務本部長
- 2019年6月 当社取締役 常務執行役員 財務本部長(現任)

◆取締役候補者とした理由

川添泰伸氏は、金融機関で長年にわたり培った財務・会計に関する専門的知識を活かして、その豊富な経験と実績をもとに重要な業務執行および経営の意思決定、監督を適切に遂行しております。

これらの経験や知識を取締役会における経営戦略などの立案、審議や執行の監督などに活かすことにより、当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断しましたので、引き続き取締役候補者といいたしました。

(注) 川添泰伸氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

しも じょう
下條

まさ き
正樹

(1960年4月14日生)

再任



所有する当社株式の数
6,200株

取締役在任期間
1年(本総会終結時)

取締役会への出席状況
9回/9回(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社
2016年10月 当社執行役員 無機化学営業本部長
2019年6月 当社常務執行役員 無機化学営業本部長
兼 開発企画研究本部長
2020年6月 当社取締役 常務執行役員 無機化学営業本部長
兼 開発企画研究本部長(現任)

重要な兼職の状況

ISHIHARA CORPORATION (U.S.A.) 取締役会長
台湾石原産業股份有限公司 董事長

◆取締役候補者とした理由

下條正樹氏は、主に無機化学部門の営業・研究・商品開発・生産等の業務に従事し、その豊富な経験と実績をもとに重要な業務執行および経営の意思決定、監督を適切に遂行しております。

これらの経験や知識を取締役会における経営戦略などの立案、審議や執行の監督などに活かすことにより、当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断しましたので、引き続き取締役候補者としたしました。

(注) 下條正樹氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号

6

たけ なか
竹中

ひさし
寿

(1956年11月24日生)

新任



所有する当社株式の数
6,800株

取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—回／—回 (—%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
2016年 6月 当社執行役員 四日市工場副工場長 兼 四日市工場管理部長
2020年 6月 当社常務執行役員 四日市工場副工場長 (現任)

◆取締役候補者とした理由

竹中寿氏は、工場において生産・エンジニアリング部門および環境・安全衛生部門、管理部門等の業務を歴任し、2016年には執行役員に就任し工場運営業務に従事しております。

これらの豊富な業務知識・経験をもとに職務を適切に遂行しており、当社グループの持続的な企業価値向上に寄与できる人材であることから、当社取締役として適任であると判断し、新たに取締役候補者といたしました。

(注) 竹中寿氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



所有する当社株式の数
5,600株

社外取締役在任期間
4年(本総会最終時)

取締役会への出席状況
14回/14回(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年4月	通商産業省(現 経済産業省)入省
1995年2月	中部通商産業局資源部長
1997年6月	新エネルギー・産業技術総合開発機構企画部長代理
1999年7月	環境庁(現 環境省)企画調整局環境研究技術課長
2000年12月	日本貿易振興会ウィーン・センター所長
2003年6月	社団法人プラスチック処理促進協会専務理事
2006年6月	大陽日酸株式会社執行役員 技術本部副本部長
2009年6月	同社常務執行役員 技術本部副本部長
2011年6月	同社常務執行役員 技術本部長
2012年6月	同社常務取締役 技術本部長
2014年6月	同社専務取締役 技術本部長
2015年6月	同社取締役専務執行役員 技術本部長
2017年6月	株式会社ティーエムエアー取締役
2017年6月	当社社外取締役(現任)
2018年6月	株式会社ティーエムエアー相談役
2019年6月	株式会社ティーエムエアー非常勤顧問

◆社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

勝又宏氏は、現在当社社外取締役であり、行政分野における多様な経験と専門的知見に加え、産業ガス事業会社での企業経営を通じて培った高い見識をもとに、客観的立場から当社の経営に対する適切な助言、監督を行っていただいております。さらに、当社の任意の諮問委員会である人事委員会の委員長および報酬委員会、評価委員会の委員として積極的に意見を述べられております。上記の理由より、独立した立場から社外取締役として十分な役割を果たすことが期待できると考え、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 勝又宏氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 勝又宏氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。当社は勝又宏氏との間で責任限定契約(金1,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額)を締結しており、本総会において同氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 勝又宏氏は、「当社における社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本総会において同氏の再任が承認可決された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

株主総会参考書類

候補者番号

8

はな ざわ
花澤

たつ お
達夫

(1951年4月30日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数
1,500株

社外取締役在任期間
2年(本総会終結時)

取締役会への出席状況
14回/14回(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1975年4月 農林省(現 農林水産省)入省
- 1990年8月 食品流通局総務課調査官
- 1992年5月 在中華人民共和国日本国大使館参事官
- 1995年7月 内閣官房内閣内政審議室内閣審議官
- 1997年7月 国土庁地方振興局山村豪雪地帯振興課長
- 1999年7月 農産園芸局畑作振興課長
- 2000年4月 北陸農政局次長
- 2001年7月 近畿中国森林管理局長
- 2002年7月 国土交通省大臣官房審議官兼土地・水資源局
- 2004年1月 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター選考・評価委員会事務局長
- 2005年10月 財団法人食品産業センター(現 一般財団法人食品産業センター)専務理事
- 2006年4月 財団法人食品産業センター専務理事 兼 日本食品安全マネジメントシステム評価登録機関上級経営管理者
- 2013年4月 一般財団法人食品産業センター専務理事
- 2019年6月 当社社外取締役(現任)

◆社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

花澤達夫氏は、現在当社社外取締役であり、行政分野、特に農政における国内外での多様な経験と知見を有し、その豊富な経験と専門的知見に基づき、客観的立場から当社の経営に対する適切な助言、監督を行っていただいております。さらに、当社の任意の諮問委員会である報酬委員会の委員長および人事委員会、評価委員会の委員として積極的に意見を述べられております。同氏は、社外取締役として以外に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由より、独立した立場から社外取締役として十分な役割を果たすことが期待できると考え、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 花澤達夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 花澤達夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。当社は花澤達夫氏との間で責任限定契約(金1,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額)を締結しており、本総会において同氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 花澤達夫氏は、「当社における社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届出しており、本総会において同氏の再任が承認可決された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。



所有する当社株式の数
500株

社外取締役在任期間
1年(本総会終結時)

取締役会への出席状況
9回/9回(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2001年10月 第一東京弁護士会登録
2001年10月 大西昭一郎法律事務所入所
2015年5月 大西昭一郎法律事務所代表社員(現任)
2016年5月 東宝株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)
2020年6月 当社社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

弁護士
東宝株式会社社外取締役(監査等委員)

◆社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

安藤知史氏は、現在当社社外取締役であり、弁護士としての高い専門性を備え、企業法務に関する豊富な経験と幅広い知見を有し、客観的かつ法的見地から当社の経営に対する適切な助言、監督を行っていただいております。さらに、当社の任意の諮問委員会である報酬委員会および人事委員会、評価委員会の委員として積極的に意見を述べられております。同氏は、社外取締役として以外に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由より、独立した立場から社外取締役として十分な役割を果たすことが期待できると考え、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 安藤知史氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 安藤知史氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。当社は安藤知史氏との間で責任限定契約(金1,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額)を締結しており、本総会において同氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 安藤知史氏は、「当社における社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本総会において同氏の再任が承認可決された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役新道義は辞任いたしますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本総会において選任されます監査役の任期は、当社定款の定めに従い、前任の監査役の任期の満了すべき時までといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

あき やま

よし ひと

秋山 良仁

(1958年6月15日生)

新任



所有する当社株式の数
3,682株

略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1982年4月 東邦チタニウム株式会社入社
- 1991年4月 株式会社キーエンス入社
- 2004年11月 当社入社
- 2008年3月 当社経営企画管理本部管理部部长補佐
兼 韓国石原産業株式会社 監事
兼 ISK BIOSCIENCES KOREA LTD. 監事
- 2009年4月 当社経営企画管理本部管理部部长補佐
兼 富士チタン工業株式会社 非常勤監査役
- 2012年6月 当社経営企画管理本部管理部部长
兼 石原テクノ株式会社 取締役(非常勤)
- 2018年7月 当社参与 バイオサイエンス事業本部渉外販売管理部長
- 2018年12月 当社参与 バイオサイエンス事業本部渉外販売管理部長(現任)
兼 ISK BIOSCIENCES EUROPE N.V. 取締役(現任)
(2021年6月退任予定)

◆社外監査役候補者とした理由

秋山良仁氏は、当社管理部門、営業部門を歴任し、国内外の関係会社の取締役、監査役を経験するなどの実績があり、その経験や知識を当社の監査に活かすことが期待できると判断しましたので、同氏を監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 秋山良仁氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。秋山良仁氏の選任が本総会において承認可決された場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定です。また、次回更新時には、同様の契約内容で更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2020年6月25日開催の第97回定時株主総会において小池康弘氏が補欠監査役として選任されましたが、その効力は本総会の開始の時までとされており、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

こ いけ やす ひろ
小池 康弘 (1962年7月31日生)

再任

補欠社外監査役

独立



所有する当社株式の数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1991年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）
- 1998年4月 小池法律事務所開設
- 2004年4月 大原・小池法律事務所開設
- 2012年4月 大阪弁護士会副会長
- 2019年4月 日本弁護士連合会常務理事

重要な兼職の状況 弁護士

◆補欠の社外監査役候補者とした理由

小池康弘氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験等と企業経営に関する十分な見識を有しており、独立・公正な立場からの業務執行の監査に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 小池康弘氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小池康弘氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。小池康弘氏の選任が本総会において承認可決され、かつ同氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で責任限定契約（金1,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額）を締結する予定であります。
4. 小池康弘氏は、「当社における社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしております。当社は、同氏の選任が本総会において承認可決され、かつ同氏が監査役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

株主総会参考書類

5. 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。小池康弘氏が本総会において承認可決され、かつ同氏が監査役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同様の契約内容で更新を予定しております。

以 上

(ご参考)

当社における社外役員の独立性判断基準

社外取締役または社外監査役の独立性は、次の各要件のいずれにも該当しないことを判断の基準とする。

1. 現在または過去10年間において、当社およびその子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者（注1）であった者
2. 現在または過去5年間において、当社の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）またはその業務執行者であった者
3. 当社グループの取引先で、直近の3事業年度のいずれかにおいて、当社グループとの取引額が当社グループの年間連結売上高の2%を超える者またはその業務執行者
4. 当社グループを取引先とする者で、その直近の3事業年度のいずれかにおいて、当社グループとの取引額がその者の年間連結売上高の2%を超える者またはその業務執行者
5. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益（注2）を得ている会計専門家、法律専門家、その他のコンサルタントまたはその団体に属している者
6. 現在および過去3年間のいずれかにおいて、当社グループから多額の寄付または助成（注3）を受けている者またはその業務執行者
7. 前1～6項で示した条件に該当する者の配偶者または二親等以内の親族もしくは同居の親族である者

(注1) 会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう。

(注2) 定常的な報酬が過去3年間の平均で1,000万円を超える場合をいう。

(注3) 年間の寄付または助成の額が1,000万円を超える場合をいう。

以上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

(1) 事業の状況

当期の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の蔓延・拡大による経済活動の制限に起因し、急速に悪化しました。その後は、いち早く中国経済が急速に回復し、また、欧米をはじめ主要地域では経済活動が段階的に再開したことにより、地域、業種によって差があるものの、景気回復の動きがみられました。国内経済も個人消費の落ち込みを中心に厳しい状況で推移しましたが、生産活動については当期末に向けて回復の動きが強まりました。しかしながら、足元では度重なる感染拡大に加えて、半導体不足による自動車生産への影響など、先行き不透明な状況が継続しました。

このような状況下、当社グループは2020年9月に創立100周年を迎え、2020年のあるべき姿として、「強くて、信頼されるケミカルカンパニーとしてブランド力のある会社」を目指して、既存事業の守りを固めつつ、成長に向けた攻めの取り組みを強化してまいりました。しかし、特に無機化学事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい事業環境が続きました。酸化チタン販売では、期前半の落ち込みが著しく、このため前年度を大きく下回りましたが、高機能・高付加価値製品は期後半の回復により前年度を上回りました。有機化学事業においては、農作物栽培への同影響が限定的に留まり、主力の農薬の販売は海外向けを中心に順調に推移しました。

この結果、当期の連結業績は、売上高1,017億円（前期比7億円増）、営業利益51億円（前期比10億円減）、営業外では期末にかけ円安が進み為替差益を計上するなどで経常利益59億円（前期比5億円増）、親会社株主に帰属する当期純利益33億円（前期比10億円増）となりました。

事業の種類別セグメントの状況は次のとおりであります。

（無機化学事業）

酸化チタンは、新型コロナウイルス感染症の影響により自動車および建築用途向けの販売が期前半に大幅に減少したあと、徐々に回復傾向に転じ、当期末に向けてアジアの酸化チタン市況が持ち直すなど回復度合いが強まりましたが、期を通じての挽回には至らず売上高は379億円（前期比18億円減）となりました。

機能性材料は、電子部品用材料が5G関連で堅調に推移し、期前半に落ち込んだ自動車関連も期後半には回復の動きがあり、加えて、抗菌・抗ウイルス分野で光触媒用酸化チタンの販売が伸長したことなどから、売上高は119億円（前期比1億円増）となりました。

損益面では、酸化チタンの販売数量の減少とこれに伴う操業調整による固定費負担増に加えて、原料鉱石価格の高止まりなどにより、販売、原価の両面から収益を圧迫しました。

この結果、無機化学事業の売上高は498億円（前期比16億円減）、営業利益は9億円（前期比27億円減）となりました。

（有機化学事業）

農薬の国内販売は、剤毎の増減はあるものの、主力殺線虫剤の落ち込みを他の剤でカバーするなどの施策により売上高が前期を上回りました。

海外販売は、米国において、穀物生産の活況でトウモロコシ用除草剤などの販売が好調で、前年の大洪水の影響により増加した流通在庫の消化も進みました。欧州では、競合剤の登録失効により殺線虫剤の販売が伸びるなど順調に推移しました。アジアでは、害虫の多発があり殺虫剤の販売が拡大しました。

新型コロナウイルス感染症の影響は、米国の外食産業向けの生鮮野菜栽培の減少による園芸用殺虫剤および殺菌剤の需要減少などがありましたが、限定的でした。

農薬以外では、動物薬の売上高が前期を上回りました。

この結果、有機化学事業の売上高は483億円（前期比21億円増）、営業利益は63億円（前期比19億円増）となりました。

事業報告

(その他の事業)

売上高は35億円（前期比1億円増）、営業利益は5億円（前期並み）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期に実施した設備投資額は60億円で、その内訳は無機化学事業55億円、有機化学事業6億円などです。

(3) 資金調達の状況

世界的な新型コロナウイルス感染症拡大により、世界経済の減速が深刻化し収束の見通しもなく不透明な状況にあったことから、緊急的な資金調達対策として、7月にコミットメントライン（金額100億円、期間2年）を主力5行と締結しました。

設備投資は前年比増加する一方、研究開発費はバイオ医薬品H V J - E 開発事業からの撤退により前年比減少となりました。

有利子負債残高については、新型コロナウイルス感染症による売上減少の影響があり、借入金調達額は前年比増加し、601億円（前期比75億円増）となりました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、このたび、長期ビジョン「Vision 2030」とそれに基づく新中期経営計画（2021～2023年度）「Vision 2030 Stage I」を策定いたしました。

①長期ビジョン「Vision 2030」

当社グループは、創立100周年を機に、10年先の2030年にありたい姿を描き、2030年に向けた長期ビジョン「Vision 2030」として「独創・加速・グローバル。化学の力で暮らしを変える。」を制定し、2021年3月に発行した「統合報告書2020」において公表しました。このたび、この「Vision 2030」の経営目標や取組方針などを具体的に策定しました。

・存在意義

当社の企業理念の下に、当社の存在意義（パーパス）を「化学技術でより良い生活環境の実現に貢献し続ける」と定義づけます。

・経営目標（2030年）

連結売上高 2,000億円超、 連結営業利益率 15%以上、 ROE 10%以上
株主還元 安定的な株主還元継続

・基本的な取組方針

当社グループが企業理念の下に、長年にわたり培ってきた3つの強みを価値創造のコアとして「Vision 2030」の達成に取り組んでいきます。

<3つの強み>

「社会、生命、環境にやさしい、安全・安心の“品質力”」

「多彩な人材が支える、最先端の“技術開発力”」

「高いコンプライアンス意識に基づく“経営推進力”」

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）、カーボンニュートラル、急速なデジタル化等、当社グループを取り巻く事業環境の不確実性が一段と増す中で、サステナブルな社会の実現に向けて貢献するとともに、その事業活動を通じて企業価値の向上を両立します。

ESG・SDGs視点での経営への取り組みを継続的に推進し、経営基盤を更に強化し、この強固な経営基盤の上で、無機化学・有機化学の各事業方針に基づき「Vision 2030」達成に向け当社グループが一丸となって取り組みます。

・事業方針と重点施策

1) 無機化学事業

事業方針：「酸化チタンで培った技術をベースとした新たな価値を創造し、環境ならびに情報化社会を支えてサステナブルな社会の実現に貢献する。」

重点施策：酸化チタンの光学的特性を多様化させて、新たな価値創造を実現

ICT普及や自動車EV化などの社会課題解決に機能性材料で貢献
生産構造改革により環境負荷低減と生産効率化とを両立

2) 有機化学事業

事業方針：「顧客の価値向上に直結する独自製品を世界中に供給し、人々の食、健康、生命を支えてサステナブルな社会の実現に貢献する。」

重点施策：バリューチェーンを意識した開発・商業化の推進

自社技術の錬磨・進化による価値創造加速と成長路線復活
主力製品の世界一低コスト製造と顧客への安定供給

②新中期経営計画（2021～2023年度） 「Vision 2030 Stage I」

・基本方針

本中計は、長期ビジョン「Vision 2030」からバックキャストした3段階の最初の中期経営計画「Vision 2030 Stage I」として、特に、ESG・SDGs視点での経営の取り組み強化を推進することにより、サステナブルな企業価値創造を目指すことを基本方針とします。

・2023年度経営目標など

連結売上高 1,250億円超、 連結営業利益率 13%以上、 ROE 10%以上
株主還元方針：安定的かつ連結業績を反映した配当の継続

	2020年度実績	2023年度計画	増減率
売上高	1,017億円	1,250億円	—
営業利益	51億円	166億円	2.2倍
経常利益	59億円	158億円	1.7倍
親会社株主に帰属する当期純利益	33億円	124億円	2.7倍
営業利益率	5%	13%	—
ROE	4%	10%以上	—

(注) 2022年3月期の期首より「収益認識基準に関する会計基準」等を適用し、当該基準等に基づいた予想となっております。このため、2020年度実績値に対する売上高の増減率は記載していません。

・重点施策

本社および各事業レベルの取り組むべき重点施策は次のとおりで、毎年事業計画を

見直し、最終年度の業績目標の達成に向け取り組みます。

全社

- ESG・SDGs視点でのサステナブルな経営の取り組みの強化
- マテリアリティの特定と各マテリアリティに関連する取り組みの強化
- DXの推進と業務効率化による働き方改革
- コンプライアンス経営の継続・強化
- リスクマネジメントの強化
- トップラインの拡大
- 新事業・新製品創出力の強化
- 「Vision 2030」に向けた社内の構造・意識改革への継続的な取り組み
- 資本コスト経営の徹底～キャッシュ・コンバージョン・サイクル全体の改善など～

無機化学事業

- 高機能・高付加価値品の販売比率向上
- 電子部品材料と導電性材料の拡販戦略の実行
- 更なる成長ドライバとなる新製品の開発加速
- 主原料鉱石の有利調達の実現
- 廃棄物低減や製造および業務プロセス改善による四日市工場のコスト削減の推進
- 製造拠点の最適化に向けたマスタープランの始動
- 温暖化ガス削減に向けたロードマップ作成

有機化学事業

- 主力農薬原体の世界一低コスト製造と安定供給により当社世界市場占有率の拡大
- 次期主力農薬の製造コスト低減と需要拡大
- バイオラショナル分野の開発・商品化とIPM*深化
- 農薬の販社複数起用など戦略的・革新的な営業施策の実行
- 世界各国での農薬登録の取得・維持
- 他社M&Aや提携推進による事業規模拡大
- 化学合成技術の錬磨と伝承の基盤強化
- 動物用医薬品のグローバル展開

*IPM (Integrated Pest Management 総合的病害虫・雑草管理)

事業報告

2. 財産および損益の状況の推移

区分	第95期 (2017年度)	第96期 (2018年度)	第97期 (2019年度)	第98期 (2020年度)
売上高 (百万円)	108,001	106,441	101,066	101,774
経常利益 (百万円)	8,414	11,144	5,345	5,944
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,442	8,683	2,359	3,373
1株当たり当期純利益 (円)	86.12	217.25	59.03	84.41
総資産 (百万円)	159,767	168,689	172,437	180,021
純資産 (百万円)	67,137	75,335	76,669	79,515

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
2. 第95期は、無機化学事業の主力である酸化チタンでは、世界的な需給バランスのタイト化を背景に海外市況の上昇が続くなど販売環境の改善が進んだ一方で、チタン鉱石価格が騰勢を強めた他、各種の原料価格上昇が鮮明となりました。有機化学事業の主力である農薬では、農作物の播種面積の増加や天候の影響などを受けて北米やアジアの需要は堅調に推移したものの、南米では、ブラジルの依然高い水準にある流通在庫が需要を抑制しているなど地域間で差異を生じつつ、全体としては低調に推移しました。この結果、売上高、営業利益および経常利益は増収・増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は四日市工場における土壌・地下水汚染ならびに埋設物等に係る費用を環境安全整備引当金繰入額として特別損失に計上したことなどで減益となりました。
3. 第96期は、無機化学事業の主力である酸化チタンでは、国内外の需要が堅調に推移したものの、中国経済の減速の影響を受け、期半ば以降は需要や市況の先行き不透明感が増しました。有機化学事業の主力である農薬では、低迷の続いていた南米で市場環境の改善が見られるなど、世界の農薬出荷額に回復の動きが見られました。この結果、売上高では減収となったものの営業利益、経常利益は増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は前期に特別損失に計上した環境安全整備引当金繰入額がなくなったことなどで増益となりました。
4. 第97期は、無機化学事業の主力である酸化チタンでは、期前半に堅調であった国内需要が消費税増税後には落ち込みが見られ、海外では、中国の景気停滞の影響を受けアジアを中心に需要は減少し、市況は下落基調で推移しました。有機化学事業の主力である農薬では、世界の農薬出荷額は、農業大国ブラジルでの好調な穀物生産を背景に回復基調を維持しましたが、当社グループの主力市場である日本、欧州などでは異常気象による出荷への影響が見られました。この結果、売上高、営業利益、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は減収・減益となりました。
5. 第98期は、前記「1. 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

3. 重要な親会社および子会社等の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
石原バイオサイエンス株式会社	百万円 600	100	農薬の販売
ISK AMERICAS INCORPORATED (ISK アメリカズ社)	千米ドル 25,986	100	米国所在の子会社の統括管理
ISK BIOSCIENCES EUROPE N.V. (ISKバイオサイエンスヨーロッパ社)	千ユーロ 7,436	100	欧州農薬事業の統括および農薬の製剤・販売
石原テクノ株式会社	百万円 100	100	商社業
富士チタン工業株式会社	百万円 1,926	100	酸化チタン、機能性材料等の製造・販売
石原エンジニアリングパートナーズ株式会社	百万円 100	100	建設業

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
BELCHIM CROP PROTECTION N.V. (ベルチム社)	千ユーロ 4,002	28 (28)	農業関連資材の販売

(注) 出資比率欄の()内の数値は、間接所有による出資比率です。

4. 主要な事業内容

事業セグメント	事業内容
無機化学事業	酸化チタン、機能性材料、電子材料、石膏等の製造・販売
有機化学事業	除草剤、殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤、有機中間体、医薬の製造・販売、動物薬の製造・販売
その他の事業	建設業、商社業等

事業報告

5. 主要な営業所および工場等

(1) 当社

名称	所在地
大 阪 本 社	大 阪 府 大 阪 市
四 日 市 工 場	三 重 県 四 日 市 市
中 央 研 究 所	滋 賀 県 草 津 市
東 京 支 店	東 京 都 千 代 田 区
中 部 支 店	三 重 県 四 日 市 市
シ ン ガ ポ ー ル 支 店	シ ン ガ ポ ー ル
札 幌 営 業 所	北 海 道 札 幌 市
仙 台 営 業 所	宮 城 県 仙 台 市
福 岡 営 業 所	福 岡 県 福 岡 市

(2) 子会社

名称	所在地
石原バイオサイエンス株式会社	東 京 都 千 代 田 区
ISK AMERICAS INCORPORATED	米 国 オ ハ イ オ 州
ISK BIOSCIENCES EUROPE N.V.	ベ ル ギ ー
石原テクノ株式会社	大 阪 府 大 阪 市
富士チタン工業株式会社	兵 庫 県 神 戸 市
石原エンジニアリングパートナーズ株式会社	三 重 県 四 日 市 市

6. 従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前期末比増減
無機化学事業	964名	55名増
有機化学事業	571名	5名減
その他の事業	117名	14名減
全社(共通)	91名	3名増
合計	1,743名	39名増

(注) 従業員数は就業人員であり、全社(共通)には特定のセグメントに区分できない本社の管理部門等に所属する従業員を記載しております。

7. 主要な借入先

借入先	借入残高(百万円)
株式会社新生銀行	10,336
株式会社三井住友銀行	7,501
株式会社日本政策投資銀行	5,417
農林中央金庫	4,582
三重県信用農業協同組合連合会	3,461

事業報告

Ⅱ 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項

- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 100,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 40,383,943株 (自己株式427,338株を含む) |
| (3) 株 主 数 | 27,032名 |
| (4) 大株主 (上位10名) | |

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,513	6.29
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,094	5.24
三井物産株式会社	2,019	5.05
東亜合成株式会社	1,722	4.31
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES PARIS/JASDEC/FBB SEC/BELCHIM MANAGEMENT	1,450	3.63
ユーピーエルジャパン合同会社	1,170	2.93
I S K 交 友 会	955	2.39
石原産業従業員持株会	809	2.03
INTERACTIVE BROKERS LLC	714	1.79
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	615	1.54

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)および株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する株式は、信託業務にかかる名義の株式であります。
3. BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES PARIS/JASDEC/FBB SEC/BELCHIM MANAGEMENTの持株数1,450千株は、Belchim Management N.V.社が実質的に所有しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 取締役および監査役に関する事項

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
田中健一	代表取締役社長 (社長執行役員)	コンプライアンス統括役員 (CCO) コンプライアンス委員会委員長	ISK AMERICAS INCORPORATED 取締役会長
松江輝明	取締役 (常務執行役員)	経営企画管理本部長	
吉田潔充	取締役 (常務執行役員)	バイオサイエンス事業本部長	ISK BIOSCIENCES CORPORATION 取締役会長 ISK BIOSCIENCES EUROPE N.V. 取締役会長
川添泰伸	取締役 (常務執行役員)	財務本部長	
高橋英雄	取締役 (常務執行役員)	四日市工場長	
下條正樹	取締役 (常務執行役員)	無機化学営業本部長 (兼) 開発企画研究本部長	ISHIHARA CORPORATION (U.S.A.) 取締役会長 台湾石原産業股份有限公司 董事長
勝又宏	取締役		弁護士 東宝株式会社社外取締役 (監査等委員)
花澤達夫	取締役		
安藤知史	取締役		
加藤泰三	常勤監査役		石原テクノ株式会社 監査役 石原バイオサイエンス株式会社 監査役 富士チタン工業株式会社 監査役
新道義	常勤監査役		石原テクノ株式会社 監査役 石原エンジニアリングパートナーズ株式会社 監査役
秋國仁孝	常勤監査役		石原バイオサイエンス株式会社 監査役 富士チタン工業株式会社 監査役 石原エンジニアリングパートナーズ株式会社 監査役
播磨政明	監査役		弁護士 東洋紡株式会社社外取締役 大阪府公害審査会委員 堺市監査委員

- (注) 1. 取締役のうち勝又宏氏、花澤達夫氏および安藤知史氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち秋國仁孝氏と播磨政明氏は、社外監査役であります。

事業報告

3. 社外取締役安藤知史氏が兼職している東宝株式会社と当社との間に特別の関係はありません。
社外監査役秋國仁孝氏が兼職している石原バイオサイエンス株式会社、富士チタン工業株式会社および石原エンジニアリングパートナーズ株式会社は、当社の子会社であります。
社外監査役播磨政明氏が兼職している東洋紡株式会社と当社との間に特別の関係はありません。
4. 当該事業年度中の役員の異動は、次のとおりであります。
 - ① 2020年6月25日開催の第97回定時株主総会において、下條正樹氏および安藤知史氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。
 - ② 2020年6月25日開催の第97回定時株主総会において、補欠監査役として小池康弘氏が選任されております。
5. 社外取締役勝又宏氏、花澤達夫氏および安藤知史氏、社外監査役秋國仁孝氏および播磨政明氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	202 (23)	174 (23)	27 (0)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	66 (30)	66 (30)	0 (0)	4 (2)
計	269	241	27	13

(注) 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に係る事項

① 取締役の個人別の報酬等の額又は算定方法の決定方針

当社の取締役報酬は、取締役会で決議した役員報酬規程において職位に基づく基本報酬と業績連動報酬等の基準を定めており、基本報酬は、取締役および執行役員としての役割と職位に応じて役員報酬規程に基づき支給しています。

監査役報酬は監査役の協議により決定しております。

なお、その取締役報酬の限度額は2005年(平成17年)6月29日開催の第82回定時株主総会にて年額460百万円と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。また、監査役報酬の限度額は1994年(平成6年)6月29日開催の第71回定時株主総会にて年額90百万円と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。社外取締役および監査役の報酬は、基本報酬のみを支給しております。

- ② 業績指標の内容、業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針
 業績連動報酬等は、取締役会で決議した役員報酬規程において、企業業績との連動性と客観性を担保することを目的とする年次業績連動報酬および長期業績連動報酬を定めており、年次業績連動報酬は企業活動の最終的な成果である親会社株主に帰属する当期純利益等の会社業績と個人業績評価を総合的に勘案して算定し、また、長期業績連動報酬は中期経営計画による利益目標の達成等を基準として算定することとしております。
 (業績連動報酬等に係る指標の目標および実績)
 中期経営計画の連結経営数値目標
- | | |
|--------|--------------------------------|
| 2018年度 | 親会社株主に帰属する当期純利益：18億円 (実績：86億円) |
| 2019年度 | 親会社株主に帰属する当期純利益：49億円 (実績：23億円) |
| 2020年度 | 親会社株主に帰属する当期純利益：81億円 (実績：33億円) |
- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
 当社においては、代表取締役田中健一に取締役の個人別の業績連動報酬等の額を決定する権限を委任しております。
 この権限を委任した理由は、当社全体を俯瞰しつつ、各取締役の職位ごとの責任や役割等に応じた評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。
 取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定については、独立社外取締役、独立社外監査役および監査役で構成される「報酬委員会」へ諮問させ、第三者機関が実施した役員報酬サーベイの情報および各自の知見を参考とした助言・答申を経たうえで決定するようしており、取締役会は当該内容が上記決定方針に沿うものであると判断しております。
- ④ 非金銭報酬等の内容、非金銭報酬等の額若しくは数または算定方法の決定方針
 当社は非金銭的報酬は導入しておりません。
- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合
 基本報酬と業績連動報酬等の割合については、毎年の業績を勘案の上、「報酬委員会」へ諮問し、同委員会は決定方針に則り審議し、代表取締役の議をもって取締役会で決議いたしております。
- ⑥ 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針
 取締役会で決議した役員報酬規程に、基本報酬は暦月計算とし、当該月の月額報酬を従業員の支給日と同日支給とする、また業績連動報酬等は従業員の夏季一時金の支給日と同日に支給する旨、定めております。
- (3) 責任限定契約の内容の概要
 当社は会社法第427条第1項に基づき、定款において、社外役員との間で、当該社外役員の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度とした契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は全社外役員と責任限定契約を締結しております。

事業報告

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

① 被保険者の範囲

当社および関係会社の取締役、監査役および執行役員ならびに関係会社における訴訟対象者として可能性がある管理職の地位にある従業員。

② 保険契約の内容の概要

被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	勝 又 宏	当期開催の取締役会14回すべてに出席し、必要に応じ、行政分野における多様な経験に加え、主に産業ガス事業会社における経営者としての豊富な経験と知見を活かし、外部の視点から客観的・中立的な立場で意見の表明を行っております。
取締役	花 澤 達 夫	当期開催の取締役会14回すべてに出席し、必要に応じ、行政分野、特に農政における国内外での多様な経験と知見を活かし、外部の視点から客観的・中立的な立場で意見の表明を行っております。
取締役	安 藤 知 史	2020年6月就任後、当期開催の取締役会9回すべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的知識と企業法務に関する豊富な経験を活かし、外部の視点から客観的・中立的な立場で意見の表明を行っております。
常勤監査役	秋 國 仁 孝	当期開催の取締役会14回、監査役会13回のすべてに出席し、必要に応じ、金融機関で培われた幅広い見識に加え、化学事業会社等での監査役としての経験を活かし、外部の視点から客観的・中立的な立場で意見の表明を行っております。
監査役	播 磨 政 明	当期開催の取締役会14回、監査役会13回のすべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的知識と企業法務に関する豊富な経験を活かし、外部の視点から客観的・中立的な立場で意見の表明を行っております。

- ② 当該社外役員の意見により当該株式会社の事業の方針その他の事項に係る決定が変更されたときの内容
該当事項はありません。

- ③ 当該事業年度中に当該株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当又は不正な業務の執行が行われた事実があるとき
該当事項はありません。
- ④ 当該事業年度中に社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役勝又宏氏、花澤達夫氏および安藤知史氏は、取締役会への出席に加え、取締役会における意思決定の迅速化および重要な業務案件の執行状況の監督・評価を効率的に行うため取締役会のもとに設置された経営会議にも、当期開催された13回（安藤知史氏は就任後の9回）すべてに出席し、当社の経営に関する重要事項全般および重要な業務執行案件に対して、豊富な経験と知見をもとに忌憚なく意見を述べております。
- ⑤ その他社外役員に関する事項の内容に対する当該社外役員の意見
該当事項はありません。

事業報告

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区分	金額 (百万円)
当事業年度に係る報酬等の額	70
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	85

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、ISK BIOSCIENCES EUROPE N.V. は Ernst & Young, Reviseurs d'Entreprises の監査を受けております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、当社およびその子会社からなる企業集団（以下当社グループという。）の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、その基本方針を取締役会で以下のとおり決議しております。

- (1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、法令・ルールや社会規範を遵守するコンプライアンス前提の企業経営を推進する。
 - ② 当社は、コンプライアンスの重要性を明確化した「石原産業グループ構成員行動規範」を制定し、取締役および使用人に徹底する。
 - ③ 当社は、コンプライアンス担当取締役を責任役員とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備・維持を図る。
 - ④ 当社は、取締役および使用人が法令および定款等に違反する行為またはそのおそれがある行為を発見したときは、通報しなければならないこと、ならびに通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わないことを定める。
 - ⑤ 当社は、代表取締役社長に直属する部署として内部監査室を設置し、定期的に監査する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、取締役会の議事録、稟議書等の取締役の職務の執行に関わる重要文書については、法令および定められた社内規程に基づき適切に保存および管理を行う。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社は、当社のリスク管理に関する基本的事項を定めた「リスク管理規程」に基づき、事業を取り巻くさまざまなリスクから生じる損失発生の未然の防止に努める。
 - ② 業務の遂行過程において生じる各種リスクは、それぞれの業務執行部門が個別にリスクを認識し、その把握と管理を行う。
 - ③ 当社の経営または事業活動に重大な影響を与える緊急事態が発生したときには、リスク管理規程に基づき企業リスク管理委員会が、業務執行部門を統括管理して事態の収拾、解決にあたる。

事業報告

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を毎月開催し、重要事項に関する決定および取締役の職務執行状況の監督等を行う。経営および業務執行に関する重要な事項については、関係の取締役によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会にて意思決定を行う。
- ② 当社は、会社として達成すべき目標を明確な計数目標として明示することにより、経営効率の向上を図る。
- ③ 取締役は、取締役会で定められた担当および職務の分担に従い、担当する業務執行の進捗状況について、取締役会において報告する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、関係会社の業務執行に関する基本方針と管理に関する諸手続きを定めた「関係会社管理規程」に基づき、適正なグループ経営を確保する。
- ② 子会社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社に対して、その営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的に報告するものとする。
- ③ 子会社は、当社が定めた「リスク管理規程」に準拠し、事業を取り巻くさまざまなリスクから生じる損失発生の未然の防止に努めるとともに、緊急事態が発生したときには、当社に直ちに報告し、事態の収拾、解決にあたる。
- ④ 子会社は、当社が定めた「石原産業グループ構成員行動規範」に準拠し、法令・ルールや社会規範を遵守し、子会社においても当社内部通報制度を適用する。

(6) 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その人事につき取締役と監査役が協議し、補助すべき使用人を置くこととする。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、その任命、異動、評価については、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
- ③ 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

- (7) 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社の監査役は、取締役会、経営会議をはじめ重要な会議へ出席するとともに、稟議書等重要な決裁文書を閲覧する。
 - ② 当社の取締役および使用人は、当社の監査役に対して監査役または監査役会への報告に関する規程等に従い、必要な報告および情報提供を行う。
 - ③ 子会社の取締役、監査役および使用人は、当社の監査役に対して監査役または監査役会への報告に関する規程等に従い、必要な報告および情報提供を行う。
 - ④ 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社の取締役、使用人および子会社の取締役、監査役、使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、監査役および使用人に周知徹底する。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (9) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役社長は、監査役と定期的な会合をもち、監査役職務の監査環境整備等について意見を交換し、相互の意思疎通を図るものとする。
 - ② 取締役は、監査が実効的に行われるため、監査役と内部監査室が緊密な連携をとる機会を確保する。
- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社および関係会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法およびその他関係法令に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用を行うとともに、それを評価するための体制を確保する。

事業報告

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

- ① 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切のかかわりを持たないことを基本とし、不当な要求等には妥協せず、毅然とした態度で対処する。
- ② 反社会的勢力との関係を遮断するため、総務担当部署を対応部署とし、警察当局や顧問弁護士等の外部専門機関と連携を図るとともに、平素から関連情報を収集し、不測の事態に対応できる体制を整える。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスについて

- ① 当社は年2回「コンプライアンス委員会」を開催し、企業理念に則ったコンプライアンスの実践体制やコンプライアンス教育の実施状況などを確認し、議論しております。
- ② 「石原産業グループ構成員行動規範」では、構成員がコンプライアンス違反やその可能性があることを発見し職制を通じた解決や改善が困難な場合は、通報窓口へ報告することを求めています。

(2) 取締役の職務執行について

- ① 当社は「社則」および「取締役会規則」に基づき、取締役会を原則月1回開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、経営方針や重要な業務執行に関する事項については、事前に経営会議で十分に審議したうえで、取締役会にて審議・決議しております。
- ② 当社は目標とするグループ経営計画を定め、目標達成のために必要な施策を明確化し、取締役会でその進捗状況を確認しております。
- ③ 当社は取締役会議事録等の取締役の職務執行に関する重要文書について、法令および「文書取扱規程」等の社内規程に基づき、適切に保存管理しております。

(3) リスク管理体制について

- ① 当社は「リスク管理規程」に基づき、定期的に業務執行部門ならびに関係会社から事業活動を遂行していくうえで内在するリスクとその対応策についての報告を受けるなど、リスクの顕在化の未然防止に取り組んでおります。
- ② 当社は事業活動に重大な影響を与える災害等を想定し、定期的に訓練を実施しております。

(4) グループ管理体制について

- ① 当社は「関係会社管理規程」に基づき、一定の要件を満たす子会社から重要な業務執行に関わる事前の承認申請または報告を受ける体制を整備するなど、適正なグループ経営体制を確保しております。
- ② 当社は「内部監査規程」に基づき、必要に応じ関係会社に対し監査を実施しております。

(5) 監査役の職務の執行について

- ① 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握し、必要に応じて取締役等に対して説明を求め、または意見を述べております。
- ② 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、対処すべき課題等についての意見交換などを行って相互の意思疎通を図っております。また、監査役は、監査職務の執行にあたり、内部監査室と定期的に会合をもつ等、連携しており、組織的かつ効率的な監査の実施に努めております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の向上と株主の皆様への利益還元を実施することを経営の最重要政策の一つと位置付けております。配当につきましては、業績動向、財務状況、将来の事業展開に必要な内部留保の充実等を総合的に勘案しながら業績に応じた安定的な配当の継続を基本に考えております。

この方針に基づき当期の期末配当金につきましては、1株当たり18円を株主総会にお諮りしたいと存じます。

備考

本事業報告に記載の金額および株式数は表示単位未満を切り捨て、比率については表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	117,003	流 動 負 債	42,203
現金及び預金	25,941	支払手形及び買掛金	14,476
受取手形及び売掛金	34,235	短期借入金	8,100
商品及び製品	31,180	1年内返済予定の長期借入金	8,323
仕掛品	5,040	1年内償還予定の社債	1,118
原材料及び貯蔵品	18,253	リース債務	403
その他	3,456	未払法人税等	614
貸倒引当金	△1,104	未払法費	4,419
		賞与引当金	641
		返品調整引当金	21
		環境安全整備引当金	82
		事業撤退損失引当金	193
		その他	3,807
固 定 資 産	63,017	固 定 負 債	58,302
有 形 固 定 資 産	47,107	社 債	5,017
建物及び構築物	14,674	長期借入金	33,130
機械装置及び運搬具	20,099	リース債務	491
土地	5,356	環境安全整備引当金	1,741
リース資産	820	修繕引当金	140
建設仮勘定	5,319	事業撤退損失引当金	86
その他	837	退職給付に係る負債	12,693
		資産除去債務	552
		持分法適用に伴う負債	451
		その他	3,997
無 形 固 定 資 産	551	(純資産の部)	(79,515)
リース資産	3	株 主 資 本	81,189
その他	547	資 本 金	43,420
		資 利 本 剰 余 金	10,627
		自 己 株 式	27,872
投 資 そ の 他 の 資 産	15,358		△730
投資有価証券	6,187	その他の包括利益累計額	△1,674
繰延税金資産	8,547	その他有価証券評価差額金	△308
退職給付に係る資産	10	為替換算調整勘定	△1,286
その他	698	退職給付に係る調整累計額	△78
貸倒引当金	△84		
資 産 合 計	180,021	負 債 及 び 純 資 産 合 計	180,021

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てにより表示しております。

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売上高		101,774
売上原価		73,151
売上総利益		28,622
販売費及び一般管理費		23,448
営業利益		5,173
営業外収益		
受取利息	26	
受取配当金	262	
持分法による投資利益	38	
為替差益	597	
貸倒引当金戻入額	457	
原材料売却益	155	
その他	263	1,802
営業外費用		
支払利息	537	
金融手数料	273	
その他	220	1,032
経常利益		5,944
特別損失		
固定資産処分損失	677	
減損損失	421	
事業撤退損失	907	2,006
税金等調整前当期純利益		3,938
法人税、住民税及び事業税	819	
法人税等調整額	△254	564
当期純利益		3,373
親会社株主に帰属する当期純利益		3,373

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てにより表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当期首残高	43,420	10,627	25,298	△727	78,618
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△799	－	△799
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	3,373	－	3,373
自己株式の取得	－	－	－	△3	△3
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	2,573	△3	2,570
当期末残高	43,420	10,627	27,872	△730	81,189

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首残高	△429	△1,216	△302	△1,948	76,669
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	△799
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	－	－	3,373
自己株式の取得	－	－	－	－	△3
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	120	△70	223	274	274
連結会計年度中の変動額合計	120	△70	223	274	2,845
当期末残高	△308	△1,286	△78	△1,674	79,515

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てにより表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目		金額	科目		金額
(資産の部)		(155,177)	(負債の部)		(86,475)
流動資産		96,598	流動負債		38,515
現金及び預金	18,498	支払手形	220		
受取手形	2,403	短期借入金	9,806		
売掛金	35,027	1年内返済予定の長期借入金	7,680		
商品及び製品	23,134	1年内償還予定の社債	7,335		
仕掛品	3,617	リース負債	1,118		
原材料及び貯蔵品	12,068	未払法人税等	350		
前払費用	1,025	未払消費税	384		
短期貸付金	213	未償還引当金	4,218		
その他の貸倒引当金	968	繰上り費用	2,932		
	899	与引当金	2,552		
	△1,260	境界業撤退の引当金	444		
		準備引当金	82		
		その他	193		
			1,195		
固定資産		58,579	固定負債		47,959
有形固定資産		36,895	社長の長期退職給付引当金	5,017	
建物	6,414	借入債	26,665		
構築物	4,311	リース負債	384		
機械及び装置	15,343	職給全引当金	710		
車両運搬具	32	環境安全整備引当金	11,367		
工具、器具及び備品	591	事業撤退の引当金	1,741		
土地	4,265	繰上り引当金	140		
リース資産	674	繰上り引当金	86		
建設仮勘定	5,262	繰上り引当金	552		
		繰上り引当金	1,292		
無形固定資産		492	(純資産の部)		(68,702)
ソフトウェア	480	株主資本	69,167		
リース資産	3	資本剰余金	43,420		
その他の無形資産	8	本剰余金	9,796		
		準備剰余金	9,155		
		の他剰余金	641		
		利益剰余金	16,184		
		の他利益剰余金	397		
		繰上り引当金	15,786		
		繰上り引当金	15,786		
		繰上り引当金	△234		
		繰上り引当金	△464		
		繰上り引当金	△464		
資産合計	155,177	負債及び純資産合計	155,177		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てにより表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

計算書類

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売 上 高		83,158
売 上 原 価		60,965
売 上 総 利 益		22,193
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		17,865
営 業 利 益		4,327
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	18	
受 取 配 当 金	953	
為 替 差 益	759	
原 材 料 売 却 益	155	
そ の 他	679	2,567
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	487	
金 融 手 数 料	255	
そ の 他	136	878
経 常 利 益		6,016
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	617	
減 損 損 失	106	
事 業 撤 退 損	907	1,631
税 引 前 当 期 純 利 益		4,384
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	407	
法 人 税 等 調 整 額	146	553
当 期 純 利 益		3,831

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てにより表示しております。

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本								株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当期首残高	43,420	9,155	641	9,796	317	12,834	13,152	△231	66,138
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△799	△799	-	△799
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立	-	-	-	-	79	△79	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	3,831	3,831	-	3,831
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△3	△3
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	79	2,952	3,032	△3	3,028
当期末残高	43,420	9,155	641	9,796	397	15,786	16,184	△234	69,167

	評価・換算差額等		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△491	△491	65,647
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	-	-	△799
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	3,831
自己株式の取得	-	-	△3
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	26	26	26
事業年度中の変動額合計	26	26	3,055
当期末残高	△464	△464	68,702

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てにより表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

石原産業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 正 彦 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 徳 野 大 二 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石原産業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石原産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

石原産業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 正 彦 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 徳 野 大 二 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石原産業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業及び経営管理状況を把握いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

石原産業株式会社 監査役会

常勤監査役 加藤 泰三 ㊟

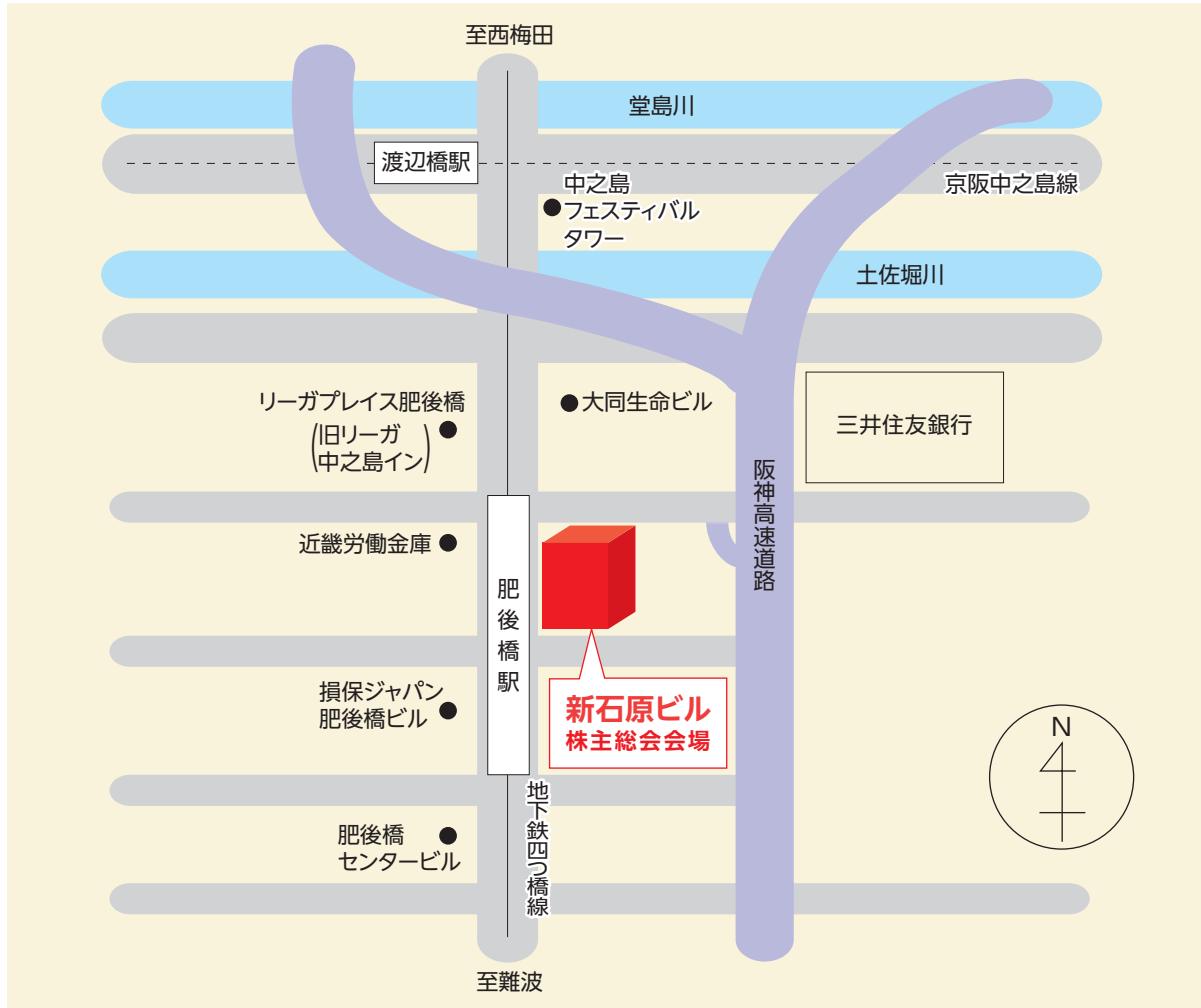
常勤監査役 新道 義 ㊟

常勤監査役(社外監査役) 秋國 仁孝 ㊟

監査役(社外監査役) 播磨 政明 ㊟

以上

株主総会会場 ご案内略図



会 場 大阪市西区江戸堀一丁目3番15号 新石原ビル5階ホール

交通案内 地下鉄四つ橋線 肥後橋駅下車5-B出口
京阪電鉄中之島線 渡辺橋駅下車徒歩5分